

臨床検査技師・衛生検査技師・理学療法士・作業療法士の皆様へ

免許登録後、ご希望に応じて発行している**登録済証明書**について、令和5年2月13日から厚生労働省のホームページで**オンラインで発行できるようになる予定**です。ぜひ、ご活用ください。

なお、登録済証明書の発行については、**従来通り葉書による申請も可能**です。

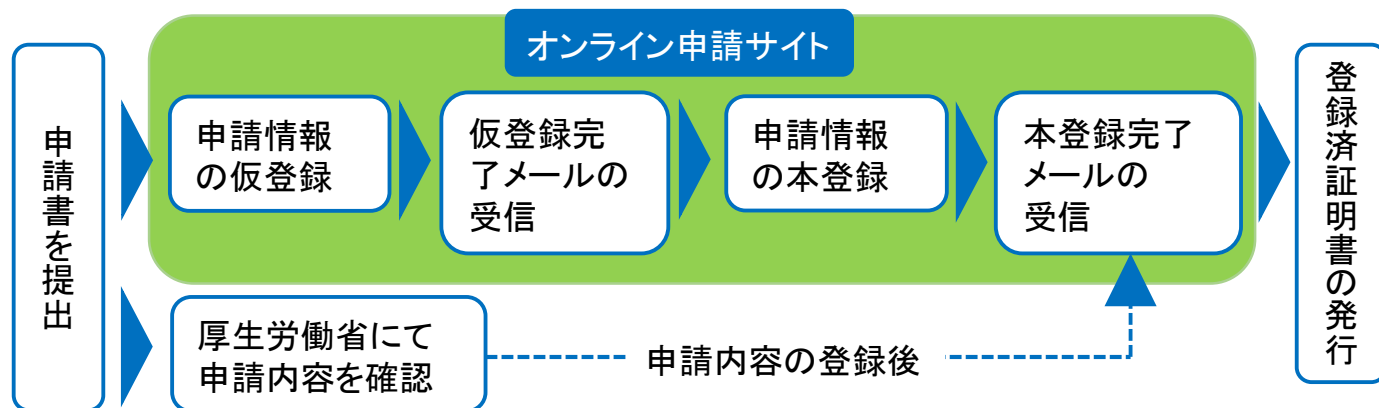
1. オンライン申請先

医師等免許登録確認システム

検索

<https://confirmationdt.mhlw.go.jp>

2. オンライン申請手順



申請情報の仮登録

STEP1 該当する申請メニューを選択、情報を入力して仮登録

- ・免許取得時は、「新規申請時の登録済証明書を希望する方はこちら」にアクセスしてください。
- ・免許証の内容の変更時（氏名、本籍地等の変更）は、「書換申請時の登録済証明書を希望する方はこちら」にアクセスしてください。
- ・免許証の亡失又はき損時は、「再交付申請時の登録済証明書を希望する方はこちら」にアクセスしてください。

仮登録完了メールの受信

STEP2 仮登録完了メールに記載されたURLにアクセス

申請情報の本登録

STEP3 仮登録完了メールに記載された仮パスワードを入力して本登録

- ・仮パスワード有効時間は仮登録完了メール受信後30分間です。

本登録完了メールの受信

- ・厚生労働省にて申請書の確認、登録後にオンライン申請サイトで仮登録されたメールアドレス宛にID・パスワードを記載された本登録完了メールが届きます。

（注）年度当初の繁忙期には、**本登録完了のメールが届くまでに2ヶ月程度時間を要する場合があります。**

- ・本登録完了メールが届かない場合は、申請情報に誤りがある場合があるので、当オンライン申請サイトのお問い合わせフォーム（https://confirmationdt.mhlw.go.jp/KIM030_01F.aspx）からお問い合わせください。

登録済証明書の発行

STEP4 本登録完了メールの受信後、登録済証明書を発行

- ・本登録完了メールに記載されたURL又は「登録済証明書を発行される方はこちら」にアクセスして、本登録完了メールに記載されたID・パスワードを入力してください。
- ・登録済証明書は5回まで発行できます。5回の発行以降に登録済証明書を発行する場合は、再度申請が必要となります。